

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

富谷市立富谷中学校
(令和2年5月21日策定)

ガイドライン設定の趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)において、宮城県を含む複数の県が緊急非常事態宣言解除の方針が打ち出されました。本県および富谷市においては同宣言が発出されて以降、一定期間にわたって新たな感染者が出現していない状況です。しかしながら「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源(リンク)が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、再度に渡り、感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人一人の「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に変わりありません。このような認識を前提として、国内外及び県内各地域の状況を十分踏まえながら引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すため、本ガイドラインを設定いたしました。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

① 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組並びに生徒への指導を行います。

a) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状が見られる生徒等については、自宅の休養ならびに専門の医療機関への受診を指導するとともに、教職員についても同様の対応といたします。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認(家庭での検温及びチェック表への記録・提出)
- ◎ 登校前に確認できなかった生徒については、昇降口での検温及び風邪症状の確認

【家庭での健康観察】(ご家庭へのお願い)

- ① 毎朝、登校前に「検温表」に体温と健康状況を記入するようお声がけください。
- ② 「検温表」は生徒に持参させ、登校したら提出させてください。
- ③ 下校時に「検温表」は生徒に返却します。
- ④ 「検温表」は毎日持ち帰るので、クリアファイルなどに入れてください。

【学校での健康観察】

- ① 学年ごとに「検温表」を確認します。
- ② 家庭での検温ができなかった生徒には学級担任や学年担当者が中心となって検温します。
- ③ 授業ごとに生徒の健康状況を確認します。
- ④ 発熱や風邪等の症状がある場合はただちに保護者に連絡し、専門の医療機関での受診を依頼します。
- ⑤ 保健室では外傷等の生徒と同室での対応にならないようにします。

b) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。



(参考) 手洗いと咳エチケット (出典：首相官邸ホームページ)

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保ちます。

【学校での指導】

- ① 上記の「正しい手の洗い方」「3つの咳エチケット」の図表を教室や手洗い場などに掲示し、適宜生徒へ指導します。
- ② 活動時間帯を含め、清掃時及び生徒下校後に消毒液を使用して清拭を行います。
- ③ 生徒にはマスクを着用するよう指導します。ただし体育など、運動を必要とする場面においては、心肺機能を阻害する恐れがあるので着用を求めません。
- ④ 当面の間、トイレ清掃は教職員が行います。

【ご家庭へのお願い】

- ① マスクは予備を含めて持参、着用させてください。(繰り返し使用できるものには名前を)
- ② 学校でも貸与用のマスクは準備しますが数に限りがあります。

c) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導します。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下、「専門家会議」という。)が示した見解によれば、

これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ◆ 換気の悪い密閉空間であった
- ◆ 多くの人が密集していた
- ◆ 近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場であったということです。

【「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」

（令和2年3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）】

こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を避けることに加え、3つの「密」が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすることが重要です。

専門家会議が示した提言では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ◆ 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ◆ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ◆ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要であるとされています。

【「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

（令和2年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）】

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行ってまいります。

a) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施します。（可能な限り2方向の窓を同時に開けます）。その際、衣服等による温度調節にも配慮します。

b) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導します。

なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等（下記URL）を参照願います。

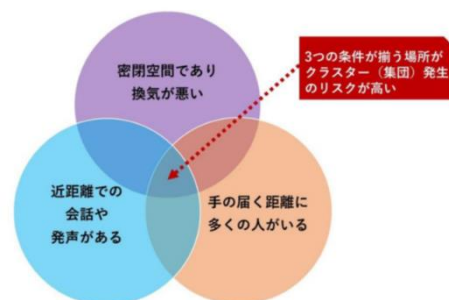
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（2）出席停止等の扱いについて

生徒等の感染が判明した場合又は生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において当該生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に特定された場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

また、生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導するとともに、専門の医療機関での受診を指導します。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。

（「非常返済時等」と認めた日）は令和2年8月7日までの対応となります。）



これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行います。（なお、医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、下記の「（３）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照願います。）

学校保健安全法第 19 条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、後述の「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮いたします。

（３）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々ですが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、保護者との十分な情報共有と共通理解のもとで、個別に登校の判断をしてまいります。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、保護者との十分な情報共有と共通理解のもとで、個別に登校の判断をしてまいります。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和 2 年 3 月 11 日版）」

「問 19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋】

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行います。

② 学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行ってまいります。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をできるだけ避けるなど、注意してまいります。

（４）海外から帰国した児童生徒等への対応について

次の項目に該当する生徒は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わないこととなっております。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意してまいります。

- 帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等

- 帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等
【「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」（令和 2 年 3 月 2 1 日現在）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

検疫強化対象地域	入管法に基づく入国制限対象地域
東アジア：中国，韓国 の全域 ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国（アイスランド，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，ギリシャ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア，チェコ，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，ハンガリー，フィンランド，フランス，ベルギー，ポーランド，ポルトガル，マルタ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク），アイルランド，アンドラ，英国，キプロス，クロアチア，サンマリノ，バチカン，ブルガリア，モナコ，ルーマニアの全域 中東：イランの全域 アフリカ：エジプトの全域	<中国>湖北省，浙江省 <韓国>大邱広域市，慶尚北道（清道郡，慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，軍威郡） <イラン・イスラム>ギーラーン州，コム州，テヘラン州，アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，マーザンダラン州，マルキャズィ州，ロレスタン州 <イタリア>ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州，ピエモンテ州，マルケ州，ロンバルディア州，ヴァッレ・ダオスタ州，トレンティーノ＝アルト・アディジェ州，フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州，リグーリア州 <サンマリノ>全ての地域 <スイス>ティチーノ州，バーゼル＝シュタット準州 <スペイン>ナバラ州，バスク州，マドリード州，ラ・リオハ州 <アイスランド>全ての地域

（5）心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から生徒の状況を的確に把握し，健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして，心の健康問題に適切に取り組んでまいります。相談申し込みについては事前連絡の上，予約をお願いいたします。

（6）感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないように配慮してまいります。ご家庭におきましても生徒の偏見や差別が生じないように，適宜お話願います。

【「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

（令和 2 年 3 月 19 日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）】

2 学習指導に関すること

（1）一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い，生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって，学習に著しい遅れが生じることのないよう，可能な限り，令和 2 年度の教育課程内での授業や同年度教育課程に位置付けない補充的な学習支援，家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じることなどに配慮してまいります。

特に、令和元年度の学習内容について、一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、できるだけ早急に必要な措置を講じるなど十分に配慮いたします。とりわけ、今春中学校に入学する生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該生徒の学習状況を進学元の小学校と共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討してまいります。

(2) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、本ガイドライン1(1)に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序を変更するといった工夫などが考えられますのでご承知願います。

【学校での指導】

- ① 学習時間帯は教室等の換気を適宜行います。
- ② エアコン等を使用し、熱中症予防にも配慮します。
- ③ 学習時、できるだけ生徒間の距離を保ちながら指導します。(限界はあります)
- ④ 授業中でも換気や給水の場を必要に応じて設定します。
- ⑤ 教材、教具はできるだけ共有にならないようにします。
- ⑥ 授業終了後は、手洗いに加え、うがいも推奨していきます。(清掃、部活動後も同じです)
- ⑦ 登校できない場合、通信端末による「eライブラリ」「オンライン学習」の推奨を行います。
- ⑧ 感染者や接触者、医療従事者やその家族、社会のために働く人々に対する偏見や差別を生じさせないよう、道徳科の授業を中心に学校教育全般にわたり繰り返し指導していきます。

【ご家庭へのお願い】

- ① タオルやハンカチを持参させてください。(生徒同士の貸し借りは行わないものとします)
- ② 給水用の水分(水、お茶、スポーツドリンク)を持参させてください。(ペットボトル不可)
- ③ ①のタオルやハンカチ、②の水筒は毎日洗濯・洗浄してください。

3 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては、これまでの専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じながら実施いたします。

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記3つの条件が重なることのないよう、地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行います。

4 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、これまでの専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫してまいります。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動ではありますが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等を含め、学校全体として部活動の実施状況を把握しながら安全を旨として実施してまいります。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、着替えなどで教室等の利用に当たっては、時間を区切ったの利用としたり一斉に利用したりしないなどに留意するよう

指導いたします。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するとともに専門の医療機関での受診をするよう指導いたします。

5 学校給食に関すること

学校給食を実施するにあたり、給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応を行います。

また、給食当番はもとより、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底いたします。会食にあたっては、机の配置を向かい合わせにしないなど、飛沫を飛ばさないような対応を工夫してまいります。

6 職員の出勤等のサービスに関すること

公立学校の教職員については、教職員本人やその家族が罹患した場合、および教職員が濃厚接触者であるなどの場合、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員のサービスについて引き続き適切な取扱いを行ってまいります。

7 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて、密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要です。このため、本校において放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所等から本校施設の活用を当該担当より求められた場合、本校での学習活動状況等を鑑みながら、学校施設の活用を推進してまいります。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子ども教室」の活用については、当面の間、見合わせることにいたします。実施の可否については、専門家会議等で示された内容をもとに、県の指針および学校設置者の指針を受けながら判断してまいります。